

小山市長 令和6年5月 定例記者会見

日時：令和6年5月16日（木）

14：00～

会場：6階 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 発表内容

- (1) コウノトリのヒナ愛称の命名式について
- (2) 「田園環境都市おやまビジョン」策定中間報告会の開催について
- (3) 城山公園再整備事業の完成式典と完成記念イベントの開催について
- (4) 令和6年度小山市民フォーラムについて
- (5) 令和5年度小山評定ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）について

4 質疑応答

5 市からのお知らせ

- ・小山市制70周年おやまサマーフェスティバル2024の開催について
- ・プレミアム付き小山市共通商品券の販売について
- ・小山市立網戸小学校跡地利用アンケートの実施について
- ・高等学校における消防団員が参画した防災教育訓練の実施について
- ・令和6年第3回市議会定例会提出予定議案について

6 閉会

記者会見資料

1 件 名

コウノトリのヒナ愛称の命名式について

2 趣 旨

小山市では、ラムサール条約湿地「渡良瀬遊水地」の「保全」と「賢明な利用」のため、コウノトリをシンボルとした貴重な湿地環境の保全と地域の活性化に取り組んでいます。

渡良瀬遊水地第2調節池内の人工巣塔に定着したコウノトリ「ひかる」・「レイ」ペアのヒナ誕生を記念して、渡良瀬遊水地周辺市町の小学生に考えていただいたヒナ愛称候補の決選投票を実施しましたところ、市内外から540件の投票をいただきました。

今後、専門家や動物園関係者の協力のもと、ヒナへの足環装着を行う際に検体採取も行い、性別が判定されます。その結果と投票結果を踏まえ、愛称を決定し、その愛称を披露するとともにヒナ愛称の命名式を行います。

3 内 容

- (1) 日 時 6月8日（土） 10:00～11:00
- (2) 場 所 渡良瀬遊水地第2調節池堤防上 生井桜つつみ公園
※雨天時は下生井小学校体育館（下生井1546）にて開催
- (3) 主な内容 愛称披露、記念撮影
※ 渡良瀬遊水地周辺4県4市2町の首長出席予定

担当：総合政策部 ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課 生物多様性係
電話：0285-22-9288

記者会見資料

1 件 名

「田園環境都市おやまビジョン」策定中間報告会の開催について

2 趣 旨

令和4年度から策定に取り組んでいる「田園環境都市おやまビジョン」の策定過程を市民の皆さまに共有する機会として中間報告会を開催いたします。

今回行う報告会は、市民との対話を進めながら策定してきた6地区（生井地区、豊田地区、小山地区、大谷北部・中部地区、大谷南部地区、桑地区）の地区別ビジョン（案）を発表するとともに、令和5年度に実施した市民アンケートなどを基礎資料とし、福祉や教育など様々な分野の視点から描く分野別ビジョンの策定進捗の報告等を予定しております。

3 内 容

- (1) 日 時 6月1日（土）14：00～17：00
- (2) 会 場 市役所6階 大会議室
- (3) 内 容 ① 令和5年度の取り組みについて
② 風土性調査報告とビジョン構成について
③ 地区別ビジョン(案)について
④ 分野別ビジョンについて

※ 市民アンケート記念品贈呈式

同日13：15～ 市役所6階 市長公室

令和5年度に実施した市民アンケート全問回答者の中から特賞（おやまサマーフェスティバル2024花火観覧席C席）に当選された5名の方を対象に記念品贈呈式を開催します。

4 その他

市民アンケート集計状況について

調査期間 令和5年10月20日（金）～令和6年2月29日（木）

設 問 数 大項目13問、小項目10分野204問（①生涯学習・文化・スポーツ、②福祉・医療・健康・介護、③子育て・教育、④農業・自然、⑤商工業、⑥コミュニティ・多文化共生、⑦防犯・防災、⑧公共交通・公共施設、⑨まちづくり、⑩関係人口・行政運営）

回答者数 3, 217名

（市HP2, 277名、無作為抽出送付911名、紙媒体回答29名）

集計結果 分析作業終了後に市HPに掲載いたします。

担当：総合政策部 田園環境都市推進課 政策推進係

電話：0285-22-9378

思 川

河川階段

式典会場

観覧橋

サクラデッキ

芝生広場

自然石舗装

二の丸

洗い出し舗装

本丸

キッチンカー置場

法面保護工事

城山公園再整備エリア図

記者会見資料

1 件 名

令和6年度小山市民フォーラムについて

2 趣 旨

小山市では、市民参加型のまちづくりを進めるため、「小山市民フォーラム」として市民の皆さんと市長が意見交換を行い、市民のご意見を市政に取り入れる取組みを行っています。

これまで、特定のテーマについて意見交換を行う「テーマ版」、特定の地域の皆さんと意見交換を行う「地域版」を行ってきました。

今年度は、より多くの方に参加いただき、また若い世代との意見交換ができるよう、それらに加えて「おやま井戸端会議」と「出張版」を実施いたします。

3 内 容

(1) おやま井戸端会議

テーマ版よりも少人数で開催、他のイベントに合わせての開催等、より参加しやすい形で実施いたします。(年間で数回実施を予定)

・第1回おやま井戸端会議

①テーマ 子育て

②日 時 6月9日(日) 13:00~14:30

③場 所 城山公園再整備エリア内(悪天候時は市役所1階多目的スペース)

※ホームページ等で5月下旬に募集を開始いたします。

(2) 小山市民フォーラム「出張版」

市内の学校等を訪問し、小山市に関わる若者を中心とした市民との意見交換を実施いたします。

※実施時期や内容は、今後実施校と調整いたします。

担当：総合政策部 まちの魅力推進課 市民対話推進係

電話：0285-22-9339

記者会見資料

1 件名

令和5年度小山評定ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）について

2 内容

(1) 寄附額の推移

令和5年度の寄附額は、令和4年度の3,231,188千円の約9億円増となる4,140,236千円となりました。

小山市を応援したいという全国の皆様からの寄附金を各種事業の財源とすることで、より良い市政運営を目指します。また、小山市産の原料や小山市で生産している地場産品を返礼品として送付することで、地域産業の活性化に寄与してまいります。

年 度	寄附件数	寄附額
令和2年度	44,551件	705,643千円
令和3年度	78,281件	1,097,944千円
令和4年度	270,608件	3,231,188千円
令和5年度	321,891件	4,140,236千円

(2) 寄附者による寄附金の使途指定の割合（上位）

寄附金の使途指定事業		指定割合
1	子どもの健全育成と子育て支援	41.3%
2	自然環境の保全と地球温暖化対策	5.3%
3	住みよいまちづくり	4.3%

（使途指定なし 36.8%）

(3) 主な返礼品の件数（上位）

返礼品		件数（割合）
1	ボックスティッシュ等	354,524件（96.1%）
2	ふとん	4,567件（1.2%）
3	地酒	1,418件（0.4%）
4	ブルーベリー	1,344件（0.4%）
5	パン	1,295件（0.4%）

（全件数 369,083件）

※1件につき複数の返礼品を希望される寄附があります

担当：総合政策部 まちの魅力推進課 ふるさと応援係

電話：0285-22-9356

市からのお知らせ①

1 件 名

小山市制70周年 およまサマーフェスティバル2024の開催について

2 趣 旨

市民の郷土意識を高めるとともに市内外へ小山市を広く周知し、商工業の活性化や観光振興に寄与することを目的とした、およまサマーフェスティバル2024「天に願いを 希望の花火! ~make history~」を開催します。市制70周年を記念し、花火に加え、新たな試みとしてドローンショーを実施します。プログラムされたドローン500機が音楽に合わせて夜空に絵や文字を描きます。

3 内 容

- (1) 日 時 7月28日(日) 19:10~
雨天決行(荒天時は翌日29日(月)以降に順延)
- (2) 会 場 思川河畔 観晃橋下流
- (3) 主 催 およまサマーフェスティバル2024実行委員会

4 その他

(1) 花火協賛者の募集

- ① 企業協賛 銀行振込または実行委員による訪問受付。5月31日(水)まで。
- ② 個人協賛 一口2,000円から。
商業観光課、小山市観光協会、小山商工会議所、小山市おもいがわ商工会本所・支所、市内各出張所にて受付。5月31日(金)まで。

(2) 有料観覧席の販売

6月中旬頃からの販売を予定しています。

昨年の有料観覧席に加え市役所第2駐車場、城山公園(ウッドデッキ)に最大定員4名の丸テーブル席、城山公園内の芝生席、市役所庁舎内の西側廊下席を新たに設置いたします。

※ 花火大会の詳細については、花火大会ホームページ等で順次お知らせします。

※ 周知については、花火小冊子の広報折込みによる全戸配布や公共施設等へのポスター貼付のほか、市役所1階ロビーでの花火筒及び花火玉の展示等を行います。また、募金型の花火玉を道の駅など市内数か所に展示し、PRを兼ねた募金活動を実施します。

担当：産業観光部 商業観光課 観光まちづくり係

電話：0285-22-9273

市からのお知らせ②

1 件 名

プレミアム付き小山市共通商品券の販売について

2 趣 旨

小山市、小山商工会議所、小山市おもいがわ商工会で組織する小山市共通商品券事業実行委員会では、物価高騰などの影響を受けている市内事業者および市内生活者の皆さまを支援するために、プレミアム付き小山市共通商品券（紙製およびデジタル）を販売します。なお、今回をもって紙製商品券の発行を終了し、次回以降はデジタル商品券のみを発行する予定です。

3 内 容

発行総額 4 億 1 千万円（販売額 3 億 3 千万円 + プレミアム分 8 千万円）

券種	紙製商品券	デジタル商品券
発行総額	2 億 4,000 万円	1 億 7,000 万円 (アンケート景品 100 万円を含む)
発行数	20,000 冊	13,000 セット
1 冊 (セット) あたりの額面	1 冊 12,000 円 (1,000 円券 12 枚綴り) ・ 中小店舗限定分 7,000 円 ・ 全店舗共通分 5,000 円	1 セット 13,000 円 (1 円単位で使用可能) ・ 中小店舗限定分 7,000 円 ・ 全店舗共通分 6,000 円
販売額	1 冊 10,000 円	1 セット 10,000 円
プレミアム率	20%	30%
購入限度	1 人につき 4 冊まで (注)	1 人につき 4 セットまで (注)
購入申込方法	ウェブまたはハガキ	ウェブのみ
購入申込期間	6 月 10 日 (月) から 6 月 28 日 (金) (ハガキ必着)	
購入期間	8 月 1 日 (木) から 8 月 30 日 (金)	
利用期間	8 月 1 日 (木) から令和 7 年 1 月 31 日 (金)	
購入対象者	小山市民 (18 歳以上) または 小山市外在住で市内通勤・通学者 (18 歳以上)	

(注) 同一人物が紙製とデジタルを重複して申込・購入することは不可 (どちらか一方のみ)

4 購入方法

紙製商品券の場合

- (1) ウェブまたはハガキで申し込みます
- (2) 7 月下旬に引換券が送付されます (申込多数の場合は抽選、当選者にのみ送付)
- (3) 8 月 30 日 (金) までに市内郵便局で商品券に引き換えます

デジタル商品券の場合

- (1) ウェブで申し込みます
- (2) 7月下旬にメールが送信されます（申込多数の場合は抽選、当選者にのみ送信）
- (3) デジタル商品券利用者サイトに新規登録し、8月30日（金）までにクレジットカードまたはコンビニ決済で商品券を購入します

<デジタル商品券の利用方法>

QRコードを読み取ることにより決済する仕組みで、「利用者読み取り型（MPM）」により実施します。なお、店舗によっては「加盟店読み取り型（CPM）」も可能です。

クレジットカードまたはコンビニ決済で商品券を購入した後の流れについては、以下のとおりです。

<QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。>

利用者読み取り型（MPM）の場合

- (1) 店舗はQRコードを提示します
- (2) 利用者がスマートフォン等の端末で読み取ります
- (3) 利用者が支払額を入力し、店舗が金額を確認し決済を行います



加盟店読み取り型（CPM）の場合

- (1) 店舗が支払額をタブレット等の端末に入力します
- (2) 利用者がスマートフォン等の端末に支払用QRコードを表示します
- (3) 店舗がQRコードを読み取り決済を行います



5 連絡先

購入者および取扱加盟店用の問い合わせ先として、コールセンターを設置します。
※現在準備中 6月10日（月）開設予定

6 その他

商品券取扱加盟店の募集について

別添「取扱加盟店募集のご案内」をご確認の上、5月31日（金）までに小山商工会議所または小山市おもいがわ商工会までお申し込みください。

ウェブからのお申し込みも可能です。下記QRコードよりお申し込みください。



← 令和6年度「小山市共通商品券事業」
取扱加盟店参加申込フォーム

担当：産業観光部 商業観光課 商業振興係
電話：0285-22-9275

市からのお知らせ③

1 件 名

小山市立網戸小学校跡地利用アンケートの実施について

2 趣 旨

令和7年4月の小山市立乙女小学校との統合により閉校となる小山市立網戸小学校の跡地利用について検討を開始いたしました。市民の皆さまからご意見をいただくため、アンケートを実施いたします。

3 内 容

(1) 回答方法 インターネット
<https://logoform.jp/form/9Doh/574618>



(2) 回答期間 6月1日(土)～6月14日(金)

(3) 主な質問内容

- ・どのような跡地利用が望ましいか
 - ・民間事業者の導入について
 - ・施設等が整備された場合の管理・運営の方法や費用について
- ※詳細は別紙参照「網戸小学校跡地利用アンケート」

※別途、下記の対象者にもアンケートを実施いたします。

- ・生井地区（網戸小学区・下生井小学区）にお住まいの方
- ・生井地区以外にお住まいの方（無作為抽出1,000人）

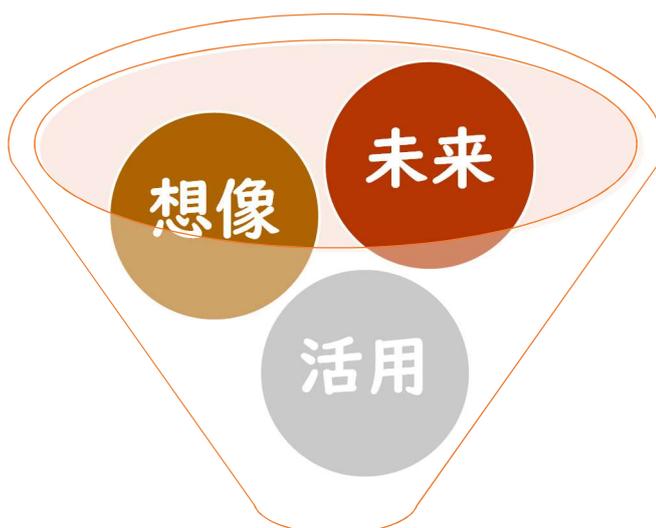
担当：教育委員会 教育総務課 学校適正配置推進係

電話：0285-22-9658

未来を想像してみませんか？

網戸小学校跡地利用アンケート

【説明書】



学校跡地利用

小山市教育委員会

【はじめに】

日頃より、小山市政にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

令和7年4月の小山市乙女小学校と網戸小学校の統合に伴い、閉校となる網戸小学校の跡地利用について、ご意見をいただくものです。学校跡地の利用には、条件等がありますが、当該アンケート調査は、自由に意見等を記入してください。

皆さまのご協力をお願い申し上げます。

【回答前に】

次ページからの「1跡地利用の前提条件」及び「2網戸小学校の概要」を必ずお読みいただいた上で、別紙【回答用紙】の設問にすべてお答えください。

なお、アンケートの回答は、学校跡地利用の検討以外に使用することは、ありません。

※ 小山市は、アンケート結果や「3 留意事項」等を考慮し、検討してまいります。

1 跡地利用の前提条件

【網戸小学校】

跡地の利用について、更地としての利用、新たな建築物を設置する利用、現在の校舎等を活用した利用などが考えられます。市や地域の未来を想像して、ご回答ください。

2 網戸小学校の概要

所在地	小山市網戸 1514
土地面積	14,231 m ²
区 域	市街化調整区域 浸水想定区域（想定される浸水深5～10m）

《網戸小学校校舎等の概要》

校 舎	建築年度	1984（昭和59）年度（経過年数40年）
	構 造	RC構造（鉄筋コンクリート構造）
	階 層	2階建
	延床面積	2,314 m ²
	耐震構造	新耐震基準建築物
体育館	建築年度	1984（昭和59）年度（経過年数40年）
	構 造	S構造（鉄骨構造）
	階 層	2階
	延床面積	799 m ²
	耐震構造	新耐震基準建築物
プール	建築年度	1984（昭和59）年度（経過年数40年）
	規 模	25m×11m＋小プール60 m ²
付帯施設等	延床面積	120 m ²

《学校以外の施設利用》

避難所	体育館、図工室（2階）、家庭科室（2階）
投票所（選挙）	体育館

3 留意事項（小山市として留意すべき事項）

(1) 公共施設等の基本的な考え方

小山市では、昭和40年代から50年代にかけて多くの公共施設等の建設・整備を行っており、今後これらの施設が一斉に建替え時期を迎

えることとなります。

そのため、今後、人口減少や財源不足が深刻化していく中で、すべての公共施設等の維持管理、更新等を行うことが困難になると見込まれていることから、施設の縮減が必要となります。

以上のことから、学校を含む公共施設等の跡地は、行政目的での将来的な利用の可能性について検討し、利用が見込まれない場合は、売却を含む民間事業者の導入等の検討を行う必要があります。

(2) 市街化調整区域における規制

網戸小学校は、市街化調整区域に位置しています。

市街化調整区域は、豊かな自然環境を保つため、市街化を抑制すべき地域とされており、土地の開発や建物の建築、建物の使いみちなどが制限されています。

- 市街化調整区域内で原則立地不可の施設等の例
大規模商業施設、ホテル・旅館等
- 市街化調整区域内で立地の可能性のある施設の例
地域コミュニティ施設、公園、運動施設、社会福祉施設等

(3) 浸水想定区域について

網戸小学校は、浸水想定区域に位置しています。

想定される浸水深は5～10mとなっています。

浸水想定区域における開発については制限を付される場合があります。

回答用紙

小山市立網戸小学校跡地利用アンケート

I 回答者の基本情報について

以下について教えてください。選択肢があるものは、当てはまる番号を回答欄に記入してください。

(1) ご自身の自認する性別

- 1 男性 2 女性 3 回答しない

回答	
----	--

(2) 年齢

- 1 20代以下 2 30代 3 40代
4 50代 5 60代 6 70代以上

回答	
----	--

(3) 職業

- 1 会社員・公務員・団体職員 2 自営業
3 農業 4 パート/アルバイト
5 学生 6 無職（退職者を含む）
7 主婦・主夫 8 その他

回答		その他の 記述欄	
----	--	-------------	--

(4) お住いの大字等

- 1 網戸 2 檜木 3 生良
4 上生井 5 下生井 6 白鳥
7 小山市内在住で1～6以外の地域に在住
8 小山市外在住

回答	
----	--

(5) あなたには、18歳未満のお子さまは、いらっしゃいますか。

- 1 0人 2 1人 3 2人
4 3人 5 4人以上

回答	
----	--

- (6) (5)でお答えいただいたお子さまの年齢（就学等の状況）を教えてください。
(複数名のお子さまがいらっしゃる方は、当てはまる番号を全て記入してください。
(5)で1と回答された方は、回答不要です。)

- 1 3歳未満 2 3歳以上就学前
3 小学生 4 中学生
5 高校生相当の年齢

回答					
----	--	--	--	--	--

2 網戸小学校跡地について

(1) 網戸小学校跡地について、どのような利用が望ましいと思いますか。

①～⑱のすべての設問について、回答欄からあなたの考えを1つ選び○を付けてください。

※回答例をご参照ください。

	非常に望ましい	望ましい	望ましくない	非常に望ましくない
(回答例) ○市民の…		○		
①市民の交流の場（地域コミュニティ施設等）				
②子どもの一時的預かりサービスを受けられる場（学童保育等）				
③子どもが遊べたり、のびのびと過ごせる場（公園等）				
④子どもたちの居場所や学びの場（フリースクール等）				
⑤市民が運動したり、健康づくりができる場（公園等）				
⑥各種スポーツの競技場				
⑦高齢者や障がい者が介護・福祉サービスを受けられる場（社会福祉施設等）				
⑧市民団体の活動拠点（地域コミュニティ施設等）				
⑨市民がテレワークや自主学習に使える場（学習スペース等）				
⑩カフェやレストランなど、飲食が楽しめる場				
⑪農産物の生産・貯蔵・加工施設				
⑫農産物直売所				
⑬市民農園等の体験施設				
⑭キャンプ場				
⑮太陽光発電施設				
⑯市の埋蔵文化財の収蔵庫及び展示スペース等				
⑰車庫美術館の受贈図書の本庫及び閲覧スペース、美術館が主催するワークショップの開催スペース等				
⑱避難所				

(2) (1)の①～⑱以外の望ましい利用がある場合は下記の回答欄に記入してください。

その他の 記述欄	
-------------	--

3 民間事業者の導入の検討について

- (1) 学校跡地の利用にあたって使いみちを限定しないで民間事業者を導入することについて、どう思いますか。①～②のすべての設問について、回答欄からあなたの考えを1つ選び○を付けてください。

	非常に望ましい	望ましい	望ましくない	非常に望ましくない
(回答例) ○民間事業者…		○		
①民間事業者への売却				
②民間事業者への賃貸借				

- (2) 市が学校跡地の使いみちを限定した上で、民間事業者を導入することについて、どう思いますか。①～②のすべての設問について、回答欄からあなたの考えを1つ選び○を付けてください。

	非常に望ましい	望ましい	望ましくない	非常に望ましくない
(回答例) ○民間事業者…		○		
①民間事業者への売却				
②民間事業者への賃貸借				

- (3) 学校跡地に施設等が整備された場合の管理・運営については、どのようにするのが良いと思いますか。当てはまる番号を1つ選んで、回答欄に記入してください。

- 1 市が管理・運営すべき
- 2 NPO（非営利団体）等の団体が管理・運営すべき
- 3 民間事業者が管理・運営すべき
- 4 その他

回答		その他の記述欄	
----	--	---------	--

- (4) 学校跡地に施設等が整備された場合の管理・運営に要する費用について、どのようにするのが良いと思いますか。当てはまる番号を1つ選んで、回答欄に記入してください。

- 1 市が負担すべき
- 2 施設利用者が負担すべき
- 3 民間事業者が負担すべき
- 4 その他

回答		その他の記述欄	
----	--	---------	--

4 その他

- (1) 地域を継続的に活性化させるためには、特にどのような人が集まる施設等にすれば良いと思いますか。当てはまる番号を 1つ選んで、回答欄に記入してください。

1 地域の人々 2 小山市内の人々 3 小山市外の人々

回答	
----	--

- (2) ここまでの回答を踏まえ、網戸小学校の跡地利用に際し、どのようなことに留意すべきだと思いますか。①～⑤のすべての設問について、回答欄からあなたの考えを1つ選び○を付けてください。

	留意すべき	どちらかと言え ば留意すべき	どちらかと言え ば留意しなくて もよい	留意しなくても よい
(回答例) ○地元住民…		○		
①地元住民、地域コミュニティへの配慮				
②市民の災害避難場所の確保				
③周辺の街並みや景観への配慮				
④市民意見の尊重				
⑤市の財政負担の軽減				

- (3) その他、網戸小学校跡地の利用等について、ご意見等がありましたら、下欄にご自由に記入してください。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

○アンケートのお問合せ・連絡先

小山市教育委員会 教育総務課 学校適正配置推進係 (市役所5階)

TEL 0285-22-9658

メール d-kyosoumu@city.oyama.tochigi.jp

市からのお知らせ④

1 件 名

高等学校における消防団員が参画した防災教育訓練の実施について

2 趣 旨

年々減少が続く消防団員数を受け、全国的に消防団員の確保が喫緊の課題となっております。その中で、栃木県危機管理防災局消防防災課と協力し、市内県立高校(栃木県立小山南高等学校)において、消防団の活動紹介を盛り込んだ体験的・実践的な防災教育を実施し、生徒等の防災意識の高揚を図るとともに、将来の地域防災力の担い手確保につなげていくことを目的に実施します。

3 内 容

(1) 日 時 6月4日(火) 14:00~15:30

(2) 会 場 栃木県立小山南高等学校

(3) 主なイベント

- ① 地元消防団員による放水実演
- ② 消防ポンプ自動車からの放水体験
- ③ スモークハウスによる煙体験
- ④ 消防団車両及び資器材の展示

4 その他

(1) 令和5年度は、栃木県立小山西高等学校で実施したものです。

(2) 雨天時は、体育館にて防災講話を実施します。

栃木県担当：危機管理防災局 消防防災課

電 話：028-623-2127

小山市担当：消防本部 地域消防課 消防団係

電 話：0285-39-6655

※別紙資料あり

高校等による消防団が参画した体験的・実践的防災教育①

○共助の役割を担う消防団等の地域の協力を得ながら、体験的・実践的防災教育を実施することにより、生徒等の防災意識の高揚を図るとともに、将来の地域防災力の担い手確保につなげていく。

【イメージ】

将来的に実施

とちぎ地域防災アドバイザー
(防災士)

栃木県

市町・消防団

高校で防災教育を実施する際に県へ調整依頼



派遣

派遣依頼

事業紹介

派遣

体験的・実践的な防災教育の実施

(例)

- ・防災まち歩き
- ・防災マップ作り
- ・避難所運営ゲーム (HUG) 等



(例)

- ・消防団の説明
- ・防災講話 (消防団のやりがい)
- ・放水体験
- ・消火放水実演
- ・煙体験ハウス
- ・消防資機材の体験 等



消防団への憧れ

防災意識の芽生え

地域への愛着心



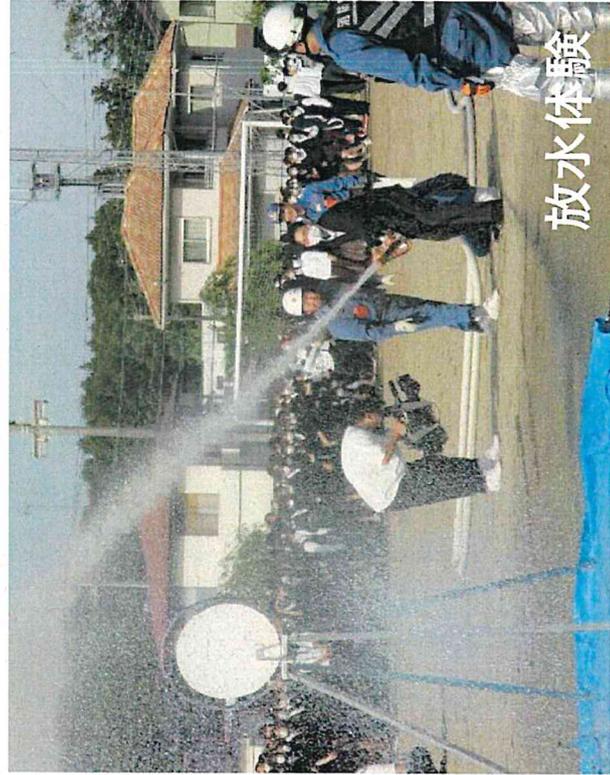
将来の地域防災を支える担い手の育成

高校等による消防団が参画した体験的・実践的防災教育②

○令和5年度実施した防災教育の様様。仮に雨天でも体育館でも体育館で実施可能なことをご提案。



放水実演



放水体験



防災講話



消防資機材説明

令和6年第3回市議会定例会提出予定議案総括表

○議案 19件（議案第48号～66号）

- ・補正予算に関するもの 1件（48号）
- ・条例に関するもの 8件（49号～56号）
- ・財産の取得に関するもの 3件（57号～59号）
- ・人事に関するもの 2件（60号～61号）
- ・専決処分の承認に関するもの 5件（62号～66号）

○報告 10件（報告第3号～12号）

- ・債権放棄の報告に関するもの 1件（3号）
- ・専決処分の報告に関するもの 4件（4号～7号）
- ・継続費及び繰越明許費繰越計算報告に関するもの 5件（8号～12号）

議案番号	件名
議案第48号 財政課	令和6年度小山市一般会計補正予算（第2号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市一般会計補正予算について、議会の議決を求めるもの 補正予算額 18億8,053万5千円 補正後予算総額 731億3,053万5千円 ○歳入内訳（単位:千円） ・国庫支出金 1,821,286 ・県支出金 6,830 ・繰入金 18,819 ・市債 33,600 ○歳出内訳（単位:千円） ・定額減税補足給付金（調整給付）給付費 1,300,000 ・定額減税補足給付金（調整給付）給付事業事務費 14,788 ・新たな住民税非課税等世帯給付金給付事業費 300,000 ・新たな住民税非課税等世帯給付金（こども加算）給付事業費 90,000 ・新たな住民税非課税等世帯給付金給付事業事務費 32,899 ・学童保育館施設整備事業費 41,688 ・もみじ保育所解体工事事業費 34,500 ・低所得の子育て世帯給付金（こども加算）給付事業費 30,000 ・間々田地区新設保育所整備事業費 25,130 ・その他 11,530
議案第49号 環境課	小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について 市民等が、もやすしかないごみを排出する際に指定ごみ袋の使用を義務付け、分別及び再資源化の意識を高めることによりごみの削減を図るため、所要の改正をするもの (1)内容 ア 家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物の定義規定を加える（第1条の2関係）。 イ 廃棄物を排出する際の一般廃棄物処理計画の遵守義務規定を加える（第2条の4関係）。 ウ 廃棄物を排出する際の指定ごみ袋の使用義務規定を加える（第2条の5関係）。 エ その他条項ずれへの対応及び文言の整理等を行う（前各号以外の部分）。 (2)施行日 公布の日（ただし、指定ごみ袋の使用義務規定については、令和6年10月1日から）

<p>議案第50号 こども政策課</p>	<p>小山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について</p> <p>不妊治療費の助成事務及び不育症治療費の助成事務について、申請手続きにおける添付書類を省略することによる申請者の負担軽減と事務効率化を目的として、社会保障・地方税・防災に関して条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）として規定するため、所要の改正をするもの</p> <p>(1)内 容</p> <p>ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が改正されたことに伴う文言の整理等を行う（第4条関係）。</p> <p>イ 番号法第9条第2項の規定に基づく独自利用事務として、不妊治療費・不育症治療費の助成に関する事務を定める（別表第1関係）。</p> <p>ウ 別表第1で掲げる独自利用事務を処理するため、必要な限度で利用することができる特定個人情報を定める（別表第2関係）。</p> <p>(2)施行日 公布の日</p>
<p>議案第51号 保 育 課</p>	<p>小山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>市町村が従うべき、又は参酌すべきとされている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>(1)内 容</p> <p>ア 施設が作成する記録等については、書面に代えて、電磁的記録とすることができるものとする（第5条、第38条及び第53条関係）。</p> <p>イ 施設の重要事項については、掲示のほか、インターネットにより公衆の閲覧に供することとする（第23条関係）。</p> <p>ウ 卒園後の受け入れ先に係る連携施設を確保しないことができる条件に、利用調整に当たって、特定地域型保育事業の提供の終了に際し保護者の希望に基づき引き続き必要な教育・保育の提供のための措置を講じている場合を追加する（第42条関係）。</p> <p>(2)施行日 公布の日</p>
<p>議案第52号 保 育 課</p>	<p>小山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>市町村が従うべき、又は参酌すべきとされている家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する基準の一部が改正され、各教育・保育施設において従事する職員等の配置基準が改められたことに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>(1)内 容</p> <p>各教育・保育施設において従事する職員等の配置基準を改める（第29条、第31条、第44条及び第47条関係）。</p>

	(2) 施行日 公布の日
議案第53号 上下水道総務課	<p>小山市水道事業給水条例の一部改正について</p> <p>水道法の改正により、水道整備・管理行政の一部が厚生労働省から国土交通省の管轄となったことに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>(1) 内 容</p> <p>ア 水道法第16条の2第3項ただし書の改正に伴い、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める（第2条及び第40条第2項関係）。</p> <p>イ 水道法施行規則第14条第3号の改正に伴い、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める（第47条関係）。</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p>
議案第54号 建築指導課	<p>小山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</p> <p>建築基準法の規定により、本条例において規定している地区計画の区域内における建築物の制限事項について、小山栃木都市計画の城山町三丁目第二地区地区計画における建築物の制限事項及び小山第四工業団地地区地区計画における建築物の制限事項がそれぞれ変更されたことに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>(1) 内 容</p> <p>ア 小山第四工業団地地区地区整備計画区域における壁面の位置の制限について、緩衝緑地帯が設けられている場合の道路境界線までの距離を、「10メートル」から「緩衝緑地帯の幅」に改める（別表第2（ウ）の欄関係）。</p> <p>イ 城山町三丁目第二地区地区整備計画区域における建築物の用途の制限について、建築不可とする建築物を「2階以下の部分を住宅の用途に供するもの」から「1階部分及び道路に面する2階部分を住宅の用途に供するもの」に改める（別表第2（ア）の欄関係）。</p> <p>ウ 文言の整理等を行う（ア・イ以外の部分）。</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p>
議案第55号 教育総務課	<p>小山市立学校設置条例の一部改正について</p> <p>令和7年4月に乙女小学校と網戸小学校を統合することに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>(1) 内 容</p> <p>小学校の名称・位置より、「網戸小学校」の項を削除する（第2条関係）。</p> <p>(2) 施行日 令和7年4月1日</p>

<p>議案第56号 商業観光課</p>	<p>小山市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等利子補給事業基金条例の廃止について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化した中小企業者に交付する利子補給金の財源を積み立てるために本条例に基づいて設置した基金について、令和6年4月をもって利子補給事業が終了したことに伴い、基金を廃止するため、条例を廃止するもの</p> <p>(1) 内 容 小山市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等利子補給事業基金条例は、廃止する。</p> <p>(2) 施行日 令和6年8月1日</p>
<p>議案第57号 消防総務課</p>	<p>財産の取得について</p> <p>小山市消防署の救助工作車を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、提案するもの</p> <p>(1) 内 容 救助工作車の購入</p> <p>(1) 購入金額 174,350,000円 (2) 購入先 株式会社 モリタ 東京支店 (3) 購入方法 指名競争入札 (4) 納期 令和7年3月21日</p>
<p>議案第58号 消防総務課</p>	<p>財産の取得について</p> <p>小山市消防署桑分署の災害対応特殊救急自動車及び小山市消防署野木分署の高規格救急自動車を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、提案するもの</p> <p>(1) 内 容 災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車の購入</p> <p>(1) 購入金額 89,320,000円 (2) 購入先 栃木トヨタ自動車(株)栗宮店 (3) 購入方法 指名競争入札 (4) 納期 令和7年3月21日</p>
<p>議案第59号 消防総務課</p>	<p>財産の取得について</p> <p>小山市消防団第2分団2部(中央町)の消防ポンプ自動車を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、提案するもの</p> <p>(1) 内 容 消防ポンプ自動車の購入</p> <p>(1) 購入金額 21,725,000円 (2) 購入先 合資会社 渡辺商店</p>

	<p>(3) 購入方法 指名競争入札</p> <p>(4) 納期 令和7年3月7日</p>
議案第60号 職員課	<p>固定資産評価審査委員会委員の選任について</p> <p>固定資産評価審査委員会委員の高橋 剛 (たかはし つよし) 氏は令和6年9月1日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方税法の規定により、議会の同意を求めるため、提案するもの</p> <p>(1)氏 名 高橋 剛 (たかはし つよし) (2期目)</p> <p>(2)住 所 小山市西城南1丁目22番地6</p> <p>(3)生年月日 昭和39年10月29日</p> <p>(4)任 期 令和6年9月2日から令和9年9月1日 (3年)</p>
議案第61号 人権・男女共同 参画課	<p>人権擁護委員候補者の推薦について</p> <p>人権擁護委員の野澤 容子 (のざわ ようこ) 氏は令和6年9月30日をもって任期満了となるため、同氏を再推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため、提案するもの</p> <p>(1)氏 名 野澤 容子 (のざわ ようこ) (2期目)</p> <p>(2)住 所 小山市大字下石塚350番地</p> <p>(3)生年月日 昭和29年1月12日</p> <p>(4)任 期 令和6年10月1日から令和9年9月30日 (3年)</p>
議案第62号 財政課	<p>専決処分の承認を求めることについて (専決第3号 令和6年4月16日専決) 小山市一般会計補正予算 (第1号)</p> <p>令和6年度小山市一般会計予算の執行に当たり、予算の調製をする必要が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、承認を求めるもの</p> <p>補正予算額 5,000万円</p> <p>補正後予算総額 712億5,000万円</p> <p>○歳入内訳 (単位:千円) ○歳出内訳 (単位:千円)</p> <p>・国庫補助金 50,000 ・定額減税補足給付金 (調整給付) 事業費 50,000</p>
議案第63号 資産税課	<p>専決処分の承認を求めることについて (専決第26号 令和6年3月30日専決) 小山市税条例の一部改正について</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律の規定に基づき、所要の改正をする必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、承認を求めるもの</p> <p>(1)内容</p> <p>ア 市民税に関すること</p>

	<p>(ア) 職権による減免を可能とする規定の追加に伴う所要の改正を行う（第51条関係）。</p> <p>(イ)・(ウ) 令和6年度分及び令和7年度分の個人市民税の特別税額控除に係る規定の新設に伴う所要の改正を行う（附則第8条の5、附則第8条の6、附則第8条の7、附則第8条の8及び附則第9条関係）。</p> <p>(エ)～(サ) 特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、「上場株式等の配当所得の分離課税分」、「土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分」、「長期譲渡所得の分離課税分」、「短期譲渡所得の分離課税分」、「一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分」、「先物取引に係る雑所得等の分離課税分」、「特例適用利子等及び配当等」、「条約適用利子等及び配当等」の個人市民税の所得割の額を含める読替え規定の追加に伴う所要の改正を行う（附則第17条の3、附則第17条の4、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第21条、附則第21条の2及び第21条の3関係）。</p> <p>イ 固定資産税に関すること</p> <p>(ア) 職権による減免を可能とする規定の追加に伴う所要の改正を行う（第71条関係）。</p> <p>(イ)～(オ) 「土地の価格」、「宅地等の負担調整措置」、「用途変更宅地等」、「農地の負担調整措置」について、令和6年度から令和8年度までの間に行う措置に伴い、規定の整備又は所要の改正を行う（附則第12条、附則第12条の2、附則第13条、附則第13条の3、附則第13条の4及び附則第14条関係）。</p> <p>(カ) 地方税法の改正により生じた引用規定の整備等を行う（附則第11条、附則第11条の2及び附則第11条の3関係）。</p> <p>ウ 特別土地保有税に関すること</p> <p>(ア) 職権による減免を可能とする規定の追加に伴う所要の改正を行う（第131条の3関係）。</p> <p>(イ) 法律改正により生じた特例期間の延長に伴う所要の改正を行う（附則第15条の3関係）。</p> <p>(2)施行日 令和6年4月1日</p>
<p>議案第64号 資産税課</p>	<p>専決処分の承認を求めることについて（専決第27号 令和6年3月30日専決）</p> <p>小山市都市計画税条例の一部改正について</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律の規定に基づき、所要の改正をする必要が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、承認を求めるもの</p>

	<p>(1)内容</p> <p>ア 地方税法の改正により生じた引用規定の整備等を行う（改正前の附則第2項～第4項、附則第14項及び附則第15項関係）。</p> <p>イ 宅地等の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、現行の制度を継続する措置を講じることに伴う所要の改正を行う（改正後の附則第5項～第9項関係）。</p> <p>ウ 農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、現行の制度を継続する措置を講じることに伴う所要の改正を行う（改正後の附則第10項関係）。</p> <p>エ 用途変更宅地等について、令和6年度から令和8年度までの間、みなし方式による課税標準額の遡及計算を行う規定の整備を行う（附則第16項及び附則第17項関係）。</p> <p>オ 項ずれに対応する（ア～エ以外の部分）。</p> <p>(2)施行日 令和6年4月1日</p>								
<p>議案第65号 国保年金課</p>	<p>専決処分の承認を求めることについて（専決第28号 令和6年3月30日専決）</p> <p>小山市国民健康保険税条例の一部改正について</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の規定に基づき、所要の改正をする必要が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、承認を求めるもの</p> <p>(1)内容</p> <p>均等割額及び平等割額の減額措置に係る軽減判定所得の基準を改める（第23条関係）。</p> <p>ア 軽減割合5割の軽減判定所得の基準</p> <table border="1" data-bbox="478 1420 1431 1590"> <tr> <td>改正前</td> <td>$43 \text{万円} + 29 \text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>$43 \text{万円} + 29 \text{万5千円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$</td> </tr> </table> <p>イ 軽減割合2割の軽減判定所得の基準</p> <table border="1" data-bbox="478 1675 1431 1845"> <tr> <td>改正前</td> <td>$43 \text{万円} + 53 \text{万5千円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>$43 \text{万円} + 54 \text{万5千円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$</td> </tr> </table> <p>(2)施行日 令和6年4月1日</p>	改正前	$43 \text{万円} + 29 \text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	改正後	$43 \text{万円} + 29 \text{万5千円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	改正前	$43 \text{万円} + 53 \text{万5千円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	改正後	$43 \text{万円} + 54 \text{万5千円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
改正前	$43 \text{万円} + 29 \text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$								
改正後	$43 \text{万円} + 29 \text{万5千円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$								
改正前	$43 \text{万円} + 53 \text{万5千円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$								
改正後	$43 \text{万円} + 54 \text{万5千円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$								

<p>議案第66号 公園緑地課</p>	<p>専決処分の承認を求めることについて（専決第24号 令和6年3月27日 専決）</p> <p>損害賠償の額を定め和解することについて</p> <p>樹木の管理瑕疵による建物破損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、承認を求めるもの</p> <p>(1)内容</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>事故発生日時</td> <td>令和5年6月8日（木）午後3時00分頃</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>事故発生場所</td> <td>小山市中央町1丁目3番24号</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>事故の相手方</td> <td>東京都中央区新川1丁目13番2号1102 YSK株式会社 代表取締役 月井 政道</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>事故発生状況</td> <td>市が管理する小山御殿広場の樹木が繁茂して、樹木の落葉が建物屋根に堆積し、堆積物が原因で建物内部に雨漏りが発生し、建物が破損した。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>損害賠償額</td> <td>280万円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>和解の条件</td> <td>市は相手方に損害賠償金を支払い、本件示談の他、両者間には一切の債権債務関係がないことを確認する。</td> </tr> </table>	1	事故発生日時	令和5年6月8日（木）午後3時00分頃	2	事故発生場所	小山市中央町1丁目3番24号	3	事故の相手方	東京都中央区新川1丁目13番2号1102 YSK株式会社 代表取締役 月井 政道	4	事故発生状況	市が管理する小山御殿広場の樹木が繁茂して、樹木の落葉が建物屋根に堆積し、堆積物が原因で建物内部に雨漏りが発生し、建物が破損した。	5	損害賠償額	280万円	6	和解の条件	市は相手方に損害賠償金を支払い、本件示談の他、両者間には一切の債権債務関係がないことを確認する。
1	事故発生日時	令和5年6月8日（木）午後3時00分頃																	
2	事故発生場所	小山市中央町1丁目3番24号																	
3	事故の相手方	東京都中央区新川1丁目13番2号1102 YSK株式会社 代表取締役 月井 政道																	
4	事故発生状況	市が管理する小山御殿広場の樹木が繁茂して、樹木の落葉が建物屋根に堆積し、堆積物が原因で建物内部に雨漏りが発生し、建物が破損した。																	
5	損害賠償額	280万円																	
6	和解の条件	市は相手方に損害賠償金を支払い、本件示談の他、両者間には一切の債権債務関係がないことを確認する。																	

報告第3号 建築課	<p>債権放棄の報告について 小山市住宅新築資金等に係る償還金債権について、小山市住宅新築資金等に係る償還金債権の放棄に関する条例第2条の規定に基づき、令和5年度に放棄した債権について、報告するもの</p> <table border="1" data-bbox="395 383 1455 645"> <thead> <tr> <th>放棄理由</th> <th>放棄件数</th> <th>放棄金額</th> <th>放棄した時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第1号</td> <td>0件</td> <td>0円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>2件</td> <td>8,585,400円</td> <td>令和6年3月26日</td> </tr> <tr> <td>条例第2条第3号</td> <td>0件</td> <td>0円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>条例第2条第4号</td> <td>0件</td> <td>0円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	放棄理由	放棄件数	放棄金額	放棄した時期	条例第2条第1号	0件	0円	—	条例第2条第2号	2件	8,585,400円	令和6年3月26日	条例第2条第3号	0件	0円	—	条例第2条第4号	0件	0円	—
放棄理由	放棄件数	放棄金額	放棄した時期																		
条例第2条第1号	0件	0円	—																		
条例第2条第2号	2件	8,585,400円	令和6年3月26日																		
条例第2条第3号	0件	0円	—																		
条例第2条第4号	0件	0円	—																		
報告第4号 職員課	<p>専決処分の報告について 懲戒処分に対して提出された審査請求についての裁決による是正指示に基づき、減給処分の期間短縮に伴う給与の不足分支払いに係る遅延損害金を支払うことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するもの</p> <p>◇専決第5号（令和6年5月9日専決） 市職員に対して行った減給10分の1、4か月の懲戒処分について、当該処分に対する審査請求が提出され、小山市公平委員会から小山市に対し、減給10分の1、3か月に修正する裁決の通知および是正指示があったことから、不足分の給与支払いに伴い、遅延損害金を支払うもの</p> <p style="text-align: right;">賠償額 1,671円</p>																				
報告第5号 道路課	<p>専決処分の報告について 市道管理の瑕疵等により損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するもの</p> <p>◇専決第25号（令和6年3月29日専決） 令和6年2月6日 市内大字立木地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの</p> <p style="text-align: right;">賠償額 42,900円</p> <p>◇専決第1号（令和6年4月3日専決） 令和5年11月18日 市内城北6丁目地内において、植樹柵内の街路樹が強風により倒れ、線路路肩に設置されているガードパイプを損傷させたもの</p> <p style="text-align: right;">賠償額 176,000円</p> <p>◇専決第2号（令和6年4月12日専決） 令和6年1月25日 市内城北6丁目地内において、植樹柵内から車道に伸びていた樹木により通行中の車両を損傷させたもの</p> <p style="text-align: right;">賠償額 230,525円</p>																				

	<p>◇専決第4号（令和6年5月2日専決） 令和6年3月30日 市内大字東野田地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの</p> <p style="text-align: right;">賠償額 57,255円</p>																						
報告第6号 建築課	<p>専決処分の報告について 市営住宅の明渡請求及び滞納家賃請求事件に係る和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するもの</p> <p>◇専決第22号（令和6年2月16日専決） (1)相手方 小川 茂美（新網戸市営住宅C棟16号室）</p> <p>(2)和解の内容 未払賃料等66万7,900円の支払義務を認める 令和11年1月末日までに分割で支払うこと等</p> <p>(3)和解日 令和6年1月31日</p>																						
報告第7号 公園緑地課	<p>専決処分の報告について 乙女八幡宮公園で発生した倒木による梨棚及びアパートフェンス破損に関する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するもの</p> <p>◇専決第23号（令和5年11月8日専決） 令和5年7月10日乙女八幡宮公園内の樹木が強風により倒れ、梨棚及びアパートフェンスを損傷させたもの</p> <p style="text-align: right;">賠償額 249,590円</p>																						
報告第8号 財政課	<p>令和5年度小山市一般会計繰越明許費繰越計算報告について 自治会負担軽減事業等の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和6年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: right;">繰越額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 自治会負担軽減事業</td> <td style="text-align: right;">5,000,000</td> </tr> <tr> <td>(2) 大谷地区中心施設整備事業</td> <td style="text-align: right;">154,500,000</td> </tr> <tr> <td>(3) ネットワーク整備事業</td> <td style="text-align: right;">2,525,000</td> </tr> <tr> <td>(4) 社会保障・税番号制システム整備事業</td> <td style="text-align: right;">15,169,000</td> </tr> <tr> <td>(5) 住民税非課税世帯への給付金給付事業（追加支給分）</td> <td style="text-align: right;">19,380,000</td> </tr> <tr> <td>(6) 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金給付事業</td> <td style="text-align: right;">314,980,000</td> </tr> <tr> <td>(7) 低所得の子育て世帯給付金（こども加算）給付事業</td> <td style="text-align: right;">15,897,000</td> </tr> <tr> <td>(8) 障がい者福祉システム改修事業</td> <td style="text-align: right;">4,263,000</td> </tr> <tr> <td>(9) 学童保育施設整備事業</td> <td style="text-align: right;">4,868,000</td> </tr> <tr> <td>(10) 新型コロナウイルスワクチン接種事業</td> <td style="text-align: right;">32,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	繰越額（円）	(1) 自治会負担軽減事業	5,000,000	(2) 大谷地区中心施設整備事業	154,500,000	(3) ネットワーク整備事業	2,525,000	(4) 社会保障・税番号制システム整備事業	15,169,000	(5) 住民税非課税世帯への給付金給付事業（追加支給分）	19,380,000	(6) 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金給付事業	314,980,000	(7) 低所得の子育て世帯給付金（こども加算）給付事業	15,897,000	(8) 障がい者福祉システム改修事業	4,263,000	(9) 学童保育施設整備事業	4,868,000	(10) 新型コロナウイルスワクチン接種事業	32,000,000
事業名	繰越額（円）																						
(1) 自治会負担軽減事業	5,000,000																						
(2) 大谷地区中心施設整備事業	154,500,000																						
(3) ネットワーク整備事業	2,525,000																						
(4) 社会保障・税番号制システム整備事業	15,169,000																						
(5) 住民税非課税世帯への給付金給付事業（追加支給分）	19,380,000																						
(6) 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金給付事業	314,980,000																						
(7) 低所得の子育て世帯給付金（こども加算）給付事業	15,897,000																						
(8) 障がい者福祉システム改修事業	4,263,000																						
(9) 学童保育施設整備事業	4,868,000																						
(10) 新型コロナウイルスワクチン接種事業	32,000,000																						

	<table> <tbody> <tr><td>(11) 農村活性化推進事業</td><td>6,852,000</td></tr> <tr><td>(12) 畜産クラスター事業</td><td>74,692,000</td></tr> <tr><td>(13) 農地耕作条件改善事業</td><td>24,948,000</td></tr> <tr><td>(14) 小山市共通商品券発行事業</td><td>130,000,000</td></tr> <tr><td>(15) 中小企業等省エネルギー設備導入支援事業</td><td>30,000,000</td></tr> <tr><td>(16) 市道263号線道路改良事業</td><td>1,382,000</td></tr> <tr><td>(17) 小山駅周辺地区第二期道路整備事業</td><td>25,400,000</td></tr> <tr><td>(18) 間々田駅周辺地区第三期道路整備事業</td><td>25,300,000</td></tr> <tr><td>(19) 大谷地区道路整備事業</td><td>202,750,000</td></tr> <tr><td>(20) 市道1198号線道路改良事業</td><td>21,250,000</td></tr> <tr><td>(21) 一般市道改良事業</td><td>31,330,000</td></tr> <tr><td>(22) 地区道路整備事業</td><td>2,900,000</td></tr> <tr><td>(23) 間々田駅周辺地区まちづくり整備事業</td><td>12,500,000</td></tr> <tr><td>(24) 排水強化対策事業</td><td>491,264,000</td></tr> <tr><td>(25) 防災集団移転促進事業</td><td>113,797,000</td></tr> <tr><td>(26) 小山東部第一地区内公園整備事業</td><td>24,920,000</td></tr> <tr><td>(27) 3・4・101城東線道路改良事業</td><td>95,500,000</td></tr> <tr><td>(28) 公園施設バリアフリー化整備事業</td><td>6,200,000</td></tr> <tr><td>(29) 城山(祇園城)公園再整備事業</td><td>71,283,000</td></tr> <tr><td>(30) 小山総合公園整備事業</td><td>39,800,000</td></tr> <tr><td>(31) 小学校整備事業</td><td>7,436,000</td></tr> <tr><td>(32) 小学校校舎照明LED化事業</td><td>195,558,000</td></tr> <tr><td>(33) 小学校トイレ改修事業</td><td>158,500,000</td></tr> <tr><td>(34) 中学校トイレ改修事業</td><td>149,300,000</td></tr> <tr><td>(35) 小学校給食維持支援事業</td><td>36,992,000</td></tr> <tr><td>(36) 中学校給食維持支援事業</td><td>29,104,000</td></tr> <tr><td>(37) 小山運動公園第二変電所電灯変圧器更新事業</td><td>341,000</td></tr> </tbody> </table>	(11) 農村活性化推進事業	6,852,000	(12) 畜産クラスター事業	74,692,000	(13) 農地耕作条件改善事業	24,948,000	(14) 小山市共通商品券発行事業	130,000,000	(15) 中小企業等省エネルギー設備導入支援事業	30,000,000	(16) 市道263号線道路改良事業	1,382,000	(17) 小山駅周辺地区第二期道路整備事業	25,400,000	(18) 間々田駅周辺地区第三期道路整備事業	25,300,000	(19) 大谷地区道路整備事業	202,750,000	(20) 市道1198号線道路改良事業	21,250,000	(21) 一般市道改良事業	31,330,000	(22) 地区道路整備事業	2,900,000	(23) 間々田駅周辺地区まちづくり整備事業	12,500,000	(24) 排水強化対策事業	491,264,000	(25) 防災集団移転促進事業	113,797,000	(26) 小山東部第一地区内公園整備事業	24,920,000	(27) 3・4・101城東線道路改良事業	95,500,000	(28) 公園施設バリアフリー化整備事業	6,200,000	(29) 城山(祇園城)公園再整備事業	71,283,000	(30) 小山総合公園整備事業	39,800,000	(31) 小学校整備事業	7,436,000	(32) 小学校校舎照明LED化事業	195,558,000	(33) 小学校トイレ改修事業	158,500,000	(34) 中学校トイレ改修事業	149,300,000	(35) 小学校給食維持支援事業	36,992,000	(36) 中学校給食維持支援事業	29,104,000	(37) 小山運動公園第二変電所電灯変圧器更新事業	341,000
(11) 農村活性化推進事業	6,852,000																																																						
(12) 畜産クラスター事業	74,692,000																																																						
(13) 農地耕作条件改善事業	24,948,000																																																						
(14) 小山市共通商品券発行事業	130,000,000																																																						
(15) 中小企業等省エネルギー設備導入支援事業	30,000,000																																																						
(16) 市道263号線道路改良事業	1,382,000																																																						
(17) 小山駅周辺地区第二期道路整備事業	25,400,000																																																						
(18) 間々田駅周辺地区第三期道路整備事業	25,300,000																																																						
(19) 大谷地区道路整備事業	202,750,000																																																						
(20) 市道1198号線道路改良事業	21,250,000																																																						
(21) 一般市道改良事業	31,330,000																																																						
(22) 地区道路整備事業	2,900,000																																																						
(23) 間々田駅周辺地区まちづくり整備事業	12,500,000																																																						
(24) 排水強化対策事業	491,264,000																																																						
(25) 防災集団移転促進事業	113,797,000																																																						
(26) 小山東部第一地区内公園整備事業	24,920,000																																																						
(27) 3・4・101城東線道路改良事業	95,500,000																																																						
(28) 公園施設バリアフリー化整備事業	6,200,000																																																						
(29) 城山(祇園城)公園再整備事業	71,283,000																																																						
(30) 小山総合公園整備事業	39,800,000																																																						
(31) 小学校整備事業	7,436,000																																																						
(32) 小学校校舎照明LED化事業	195,558,000																																																						
(33) 小学校トイレ改修事業	158,500,000																																																						
(34) 中学校トイレ改修事業	149,300,000																																																						
(35) 小学校給食維持支援事業	36,992,000																																																						
(36) 中学校給食維持支援事業	29,104,000																																																						
(37) 小山運動公園第二変電所電灯変圧器更新事業	341,000																																																						
報告第9号 財政課	<p>令和5年度小山市水道事業会計予算繰越計算報告について</p> <p>配水設備拡張事業等に係る歳出予算の経費を令和6年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するもの</p> <table> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>繰越額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 配水設備拡張事業</td> <td>76,000,000</td> </tr> <tr> <td>(2) 配水設備改良事業</td> <td>16,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	繰越額(円)	(1) 配水設備拡張事業	76,000,000	(2) 配水設備改良事業	16,000,000																																																
事業名	繰越額(円)																																																						
(1) 配水設備拡張事業	76,000,000																																																						
(2) 配水設備改良事業	16,000,000																																																						
報告第10号 財政課	<p>令和5年度小山市水道事業会計継続費繰越計算報告について</p> <p>羽川西浄水場電気設備機能増設工事の継続費に係る歳出予算の経費を令和6年度に繰り越したもので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、報告するもの</p> <table> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>繰越額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 羽川西浄水場電気設備機能増設工事</td> <td>87,090,000</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	繰越額(円)	(1) 羽川西浄水場電気設備機能増設工事	87,090,000																																																		
事業名	繰越額(円)																																																						
(1) 羽川西浄水場電気設備機能増設工事	87,090,000																																																						

報告第11号 財政課	<p>令和5年度小山市下水道事業会計予算繰越計算報告について</p> <p>公共下水道事業污水管渠建設事業等に係る歳出予算の経費を令和6年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するもの</p> <table data-bbox="411 371 1437 622"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: right;">繰越額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 公共下水道事業污水管渠建設事業</td> <td style="text-align: right;">189,000,000</td> </tr> <tr> <td>(2) 公共下水道事業処理場建設事業</td> <td style="text-align: right;">38,000,000</td> </tr> <tr> <td>(3) 雨水施設建設事業</td> <td style="text-align: right;">10,000,000</td> </tr> <tr> <td>(4) 公共下水道事業建設総係費</td> <td style="text-align: right;">1,652,000</td> </tr> <tr> <td>(5) 流域下水道建設事業</td> <td style="text-align: right;">7,980,000</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	繰越額 (円)	(1) 公共下水道事業污水管渠建設事業	189,000,000	(2) 公共下水道事業処理場建設事業	38,000,000	(3) 雨水施設建設事業	10,000,000	(4) 公共下水道事業建設総係費	1,652,000	(5) 流域下水道建設事業	7,980,000
事業名	繰越額 (円)												
(1) 公共下水道事業污水管渠建設事業	189,000,000												
(2) 公共下水道事業処理場建設事業	38,000,000												
(3) 雨水施設建設事業	10,000,000												
(4) 公共下水道事業建設総係費	1,652,000												
(5) 流域下水道建設事業	7,980,000												
報告第12号 財政課	<p>令和5年度小山市下水道事業会計継続費繰越計算報告について</p> <p>大行寺排水区雨水ポンプ場・調整池新設工事の継続費に係る歳出予算の経費を令和6年度に繰り越したので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、報告するもの</p> <table data-bbox="411 943 1437 1021"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: right;">繰越額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 大行寺排水区雨水ポンプ場・調整池新設工事</td> <td style="text-align: right;">408,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	繰越額 (円)	(1) 大行寺排水区雨水ポンプ場・調整池新設工事	408,000,000								
事業名	繰越額 (円)												
(1) 大行寺排水区雨水ポンプ場・調整池新設工事	408,000,000												